

第6号議案

余裕金等の運用方針の総会付議について (案)

2023年度余裕金等運用方針について、その案を別紙のとおり作成し、電気事業法第28条の33第5号の規定に基づき、次回総会に付議する。
方針の概要は下記のとおり。

記

運用対象	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第41条に規定する納付金
基本方針	原則として、納付金の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努める
運用額	原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額の110%を除いた額
運用方法	原則として、運用額の50%を3か月サイクルの譲渡性預金とし、残りの運用額を1か月サイクルの譲渡性預金とする
運用額以外の預金の管理	決済用預金で保有
運用益	納付金に充当
運用額の単位	10億円

以上

【添付資料】

- 別紙1：2023年度余裕金等運用方針
- 別紙2：余裕金等の運用方針 新旧対照表

2023年度余裕金等運用方針

- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金（以下「納付金」という。）の運用については、以下のとおりとする。
- 納付金の運用にあたっては、原則として、納付金の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。
- 運用額については、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額の110%を除いた額とする。
- 運用方法については、原則として、元本保証の安全性※及び流動性等の観点から、運用額の50%を3か月サイクルの譲渡性預金とし、残りの運用額を1か月サイクルの譲渡性預金とする。
※ 金融機関の破綻リスクを除く。
- 運用額以外の預金については、安全性の観点から決済用預金（利息のつかない普通預金）で保有する。
- 運用益については、納付金に充てるものとする。
- 運用額の単位は10億円とする。

余裕金等の運用方針 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>2022年度余裕金等運用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 余裕金等の運用にあたっては、原則として、余裕金等^{※1}の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。 ※1 余裕金等とは、余裕金、解体等積立金及び納付金をいう。 ■ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金の運用については、以下のとおりとする。 ■ 運用額については、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額及び直近の交付金交付予定額の10%を除いた額とする。 ■ 運用方法については、原則として、流動性及び元本保証の安全性^{※2}の観点から、1か月サイクルの譲渡性預金とする。 ※2 金融機関の破綻リスクを除く。 ■ 直近の交付金交付予定額及び直近の交付金交付予定額の10%については、安全性の観点から決済用預金（利息のつかない普通預金）で保有する。 ■ 運用益については、納付金に充てるものとする。 ■ 運用額の単位は10億円とする。 	<p>2023年度余裕金等運用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第41条に規定する納付金（以下「納付金」という。）の運用については、以下のとおりとする。 ■ 納付金の運用にあたっては、原則として、納付金の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。 ■ 運用額については、原則として、納付金額から直近の交付金交付予定額の110%を除いた額とする。 ■ 運用方法については、原則として、元本保証の安全性[*]及び流動性等の観点から、運用額の50%を3か月サイクルの譲渡性預金とし、残りの運用額を1か月サイクルの譲渡性預金とする。 ※ 金融機関の破綻リスクを除く。 ■ 運用額以外の預金については、安全性の観点から決済用預金（利息のつかない普通預金）で保有する。 ■ 運用益については、納付金に充てるものとする。 ■ 運用額の単位は10億円とする。